

生活規範

◎ 校内生活

1) 登校時間

交通事情のため学年別時差登校とする。

- ① 1年生は8時20分まで、2年生は8時25分まで、3年生は8時30分までとする。
- ② 小遅刻…1年生は8時20分から8時40分の間の登校。2年生は8時25分から8時40分の間の登校。3年生は8時30分から8時40分の間の登校。
- ③ 大遅刻…8時40分以降の登校。まず職員室に行き遅刻届を受ける。入室の際に、教科担任に遅刻届を手渡し、指示に従う。

2) 下校時間

月曜日から金曜日までは午後5時とする。

3) 欠席、遅刻、早退

- ① 届け出は**保護者**が行う。
- ② 前日までにわかっている時は担任に届け出る。
- ③ 当日の場合は8時30分までに学校に電話で届け出る。
- ④ 早退の場合は早退届を携帯する。
- ⑤ 早退届の用紙に保護者の署名、捺印をもらい翌日担任に提出する。

- ⑤ 携帯電話の校内での使用は禁止するので、校内では電源を切って各自厳重に保管しておくこと。

◎ いじめについて

いじめは、いじめられた生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、健全な成長に影響を及ぼす、重大な人権侵害です。学校は、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許しません。

万が一、いじめ(疑わしいものも含む)が発覚した場合は、然るべき対応をとります。

なお、いじめとは、殴る・蹴る等の物理的ないじめ、および、悪口・からかい・無視等の心理的ないじめだけでなく、SNS等での誹謗・中傷など、インターネットを介したものも含まれます。

自分がいじめにあったときはもちろん、友人がいじめにあっていることがわかったとき、またいじめを目撃したときは、必ず、教員に相談してください。

◎ 校外生活

- ① 本校の生徒は、1人ひとりが守口東高生としての自覚を持って行動すること。
- ② 外出の際は行先・用件・帰宅時間などを保

- ⑥ 登校後は授業終了後まで外出は認めない。但し特別の事情のある場合は担任に申し出、外出許可証を携帯する。

4) 紛失、盗難の防止

- ① 不必要な金銭や高価なものは学校に持っていない。
- ② 教室移動の際は錠当番が施錠する。
- ③ 所持品にはすべて学年、組、番号、氏名を明記して保管は各自で責任をもつ。また個人用ロッカーは施錠する。
- ④ 体育などの授業では個人の貴重品は一括して「貴重品袋」に入れ、教科担任に預ける。
- ⑤ 紛失、盗難、拾得物は担任もしくは生活指導部に必ず届ける。他人の所有物を無断で使用しない。

5) 集団生活

- ① 校舎、施設、備品(個人用ロッカーを含む)は大切に扱い、故意に破損、汚損した場合は弁償しなければならない。
- ② 暴力行為あるいは暴力を背景とした行為は一切認めない。もし被害を受けたり、目撃した場合は直ちに担任、生活指導部に連絡する。
- ③ 校舎内、上履き通行帯では所定の上履を着用し、上下履の区別を明確にすること。
- ④ 外来の客が来校した折には必ず挨拶を励行し、礼儀正しい態度で接すること。

- ③ 保護者に必ず連絡しておくこと。
- ③ アルバイトは、保護者とよく協議のうえ、高校生活に支障のないようにすること。
- ④ 高校生にふさわしくない飲食店や遊戯場に立ち入らないこと。
- ⑤ 休暇中も登校の際は「服装規定」に従うこと。
- ⑥ 本校生徒として外部諸団体への加盟、参加、出場等をする場合は、学校長の許可を得ること。

◎ 服装規定(制服図参照)

1. 男子制服

- ① 冬服…本校指定の制服上下、カッターシャツ(マーク入り)、ネクタイを着用する。指定のカーディガン、セーター、ベストは着用自由。
- ② 合服…冬服、冬服より上着をとった状態および夏服。指定のカーディガン、セーター、ベストは着用自由。
- ③ 夏服…制服(夏期用)のズボンと半袖カッターシャツ(マーク入り)を着用する。ネクタイは着用自由。

2. 女子制服

- ① 冬服…本校指定の制服上下、カッターシャツ(マーク入り)、指定のカーディガン、セーター、ベストは着用自由。

リボンを着用する。

② 合服…冬服、冬服より上着をとった状態および夏服。指定のカーディガン、セーター、ベストは着用自由。

③ 夏服…制服(夏期用)のスカート・半袖カッターシャツ(マーク入り)を着用する。リボンは着用自由。

3. 制服の衣替えについては、気象状況等により、生活指導部が期日を指定する。

4. 制服を変改造してはならない。又、制服に余分な飾り等はつけてはいけない。

5. 通学靴は高校生らしい物を使用し草履・サンダル等の使用は、一切認めない。

6. 髪型・化粧・装身具等

① パーマ・毛染め・脱色・つけ毛は禁止。

② 口紅(有色のリップクリームを含む)、つけまつ毛・アイシャドウ・マニキュア等、化粧は一切禁止

③ アクセサリー類の装着は禁止する。

7. 特別な事情により異装する場合は、事前に申し出て許可を受けること。この場合は、必ず異装許可証を携行すること。

8. 防寒着規定(厳寒期12・1・2月に適用を原則とする)

① 防寒着は、登下校時のみ着用してもよい。但し、デザインも華美でないものとする。

以上言及していない点については、その都度生活指導部より指示するので、その指示に従うこと。

◎ 自転車通学について

自転車通学を希望する者は、生活指導室で申請した後にラベルを受領し、これを所定の位置に貼付する。雨天の日は、危険なので、**かさは使用せず**レインコートを着用すること。

◎ 単車・自動車については、三ない運動を推進する

◎ 懲戒規定について

学校内外を問わず、下記の行為は、訓告、停学、退学の処分をうける。

① 喫煙、喫煙具所持

② 飲酒

③ 考査等の不正行為

④ 暴力行為、暴言等

⑤ 窃盗、万引き及びこれらの類似行為

⑥ 単車・自動車等に関する校則違反

⑦ 刃物その他の凶器・危険物等の所持及びこれらを用いた傷害行為

⑧ 未成年者立ち入り禁止場所への、立ち入り及び遊戯。

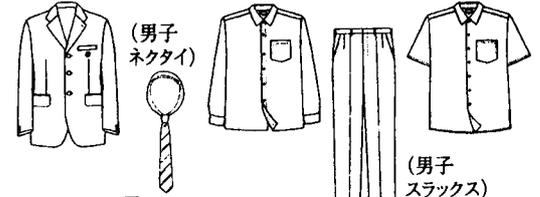
⑨ その他著しく反社会的又は、不道德な行為を行った時

男子制服

(男子ジャケット)

(男子長袖シャツ)

(男子半袖シャツ)



男・女共通

(セーター)

(カーディガン)

(ベスト)



◎必ずどれかを購入すること。

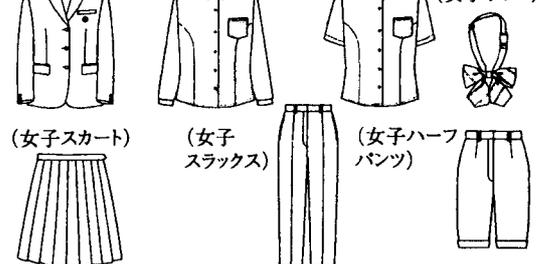
女子制服

(女子ジャケット)

(女子長袖シャツ)

(女子半袖シャツ)

(女子リボン)



◎スカート、スラックス、ハーフパンツのいずれかを選択して必ず購入すること。